

第3期白子町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

概要版



1 計画の趣旨

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく法定計画であり、白子町が取り組む子ども・子育て支援の基本理念や各施策の方向性を定めるものです。

白子町では、平成27年3月に「白子町子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)、令和2年3月に「第2期白子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実に努めてきました。第3期となる本計画では、引き続き、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、取組の充実を図っていきます。

2 計画の策定方法

計画の策定にあたり、子育て施設や子育て支援事業、小中学生の意識や生活等の実態やニーズを把握し、計画づくりの基礎資料とするため、町内在住の小学校5年生以下の子どもがいる世帯の保護者及び小中学生を対象にしたアンケート調査を実施しました。

また、「白子町子ども・子育て会議」において、計3回の審議を行い、内容の検討を行いました。

3 白子町の子育て家庭の現状と課題

<保育体制の充実>

○保護者の就労状況は、休業中の方も含めると就学前児童保護者・小学生保護者ともに母親の8割、父親の9割が就労をしている状況です。

○少子化に伴い、町立保育所の入所者数は年々減少していますが、町内人口に対する入所率は0歳児が1～2割、1歳児が4～6割、2歳児が6～8割、3～5歳児が9割となっています。

3歳未満児の入所に備え、保育士の確保に努めるとともに、3つの保育所の統合や認定こども園への移行を含めた保育施設の在り方について、保護者などの意見を聴取しながら検討・計画立案を進めます。

<経済的支援の充実>

○アンケート調査結果では、「子育てをしやすいまちづくりのために重要だと思うこと」について、「子育てへの経済的支援の充実」を回答した割合は、就学前児童保護者の3割弱、小学生保護者の4割となっており、特に小学生以上の保護者で、経済的支援の充実を重視している方が多いことがうかがわれます。

本町では、安心して子育てができるように、国の制度に即した支援に加え、子ども医療費や予防接種費用等の助成を行うとともに、新たに在宅育児支援金、学校給食無償化、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金などの支援の拡大を図ってきました。これまでの取組を継続するとともに、子育てへの経済的支援の充実に努めます。

4 計画の基本的な考え方

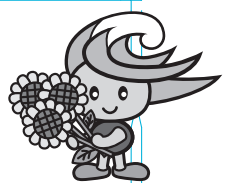
本町の「第2期計画」では、「育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち～人と人を繋ぐ、子育て応援体制の推進～」を基本理念とし、子育て応援のためのネットワークづくりに向けて取組を強化し、子どもたちが夢を持ち、笑顔があふれる日々を過ごせるようなまちを目指し、計画を推進してまいりました。

しかし、保護者のライフスタイルや就労形態の多様化、経済状況の変化などにより、子どもを取り巻く環境は多様化が進んでいます。このような中、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

これらを踏まえ、本計画では、これまで進めてきた計画の考え方を継承するとともに子どもの育ちを切れ目なく支えていくため、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念

育てよう 夢いっぱい 笑顔あふれる 白子の子どもたち
～子ども・子育て世帯への切れ目ない支援の推進～



5 白子町の将来の子ども人口の見通し

本町の小学生以下人口は年々減少しており、令和6年4月1日の小学生以下の子どもの人口は633人(就学前児童243人、小学生390人)となっています。

推計人口からは、令和11年には493人(就学前児童207人、小学生286人)に減少することが見込まれます。

小学生以下(11歳以下)人口の推移

資料:住民基本台帳(4月1日)及び推計値※

区分	年齢	実績	推計				
		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前児童	0歳	31	32	32	32	32	32
	1歳	41	34	35	35	35	35
	2歳	31	41	34	35	35	35
	3歳	44	32	43	35	36	36
	4歳	35	43	32	42	34	35
	5歳	61	35	43	32	42	34
	小計	243	217	219	211	214	207
小学生	1年生	62	65	37	45	33	44
	2年生	50	62	65	37	45	33
	3年生	66	49	60	64	36	44
	4年生	75	67	50	61	65	37
	5年生	64	75	66	49	62	64
	6年生	73	68	78	70	53	64
	小計	390	386	356	326	294	286
合計		633	603	575	537	508	493

※ 推計値は、コーホート変化率法により、令和2～6年4月1日現在の住民基本台帳人口をもとに算出。

6 分野別施策

基本理念

育てよう 夢いっぱい
笑顔あふれる 白子の子どもたち
～子ども・子育て世帯への切れ目ない支援の推進～

基本目標 1

地域における子育て支援体制の充実

- ①就学前の教育・保育の提供
- ②地域における子育て支援サービスの充実
- ③子育てネットワークづくりに向けた支援の充実
- ④児童・生徒の健全育成
- ⑤経済的支援の充実

基本目標 2

親子の健康と成長への支援

- ①子どもと親の健康の確保
- ②食育の推進
- ③小児医療体制の充実

基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長へ
向けた教育環境の整備

- ①次代の親の育成
- ②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ③信頼される学校づくり
- ④家庭や地域の教育力の向上
- ⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ⑥子どもの権利づくりの推進

基本目標 4

安心して子育てができる環境づくり

- ①良好な住宅と居住環境の確保
- ②豊かなまちづくりの推進等
- ③多様な働き方の実現及び見直し等
- ④子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

基本目標 5

特別な支援が必要な家庭への
きめ細かな取組の推進

- ①児童虐待防止対策の充実
- ②障がい児施策の充実
- ③ひとり親家庭の自立支援の推進

7 子ども・子育て支援サービスの方向性

「子ども・子育て支援法」に定められる事業についての方向性は次のとおりです。

(1) 幼児期の学校教育・保育

町内に居住する子どもの教育・保育の量の見込みは、以下のとおりです。3歳未満児の高いニーズが見込まれますが、定員350人は下回る見込みです。

量の見込み

	推 計				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	5	5	5	5	5
②2号認定子ども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
幼稚園(①+②)	5	5	5	5	5
③2号認定子ども(3～5歳、保育所等利用希望者)	108	119	109	115	104
④3号認定子ども(0歳)	5	5	5	5	5
⑤3号認定子ども(1歳)	22	23	21	21	20
⑥3号認定子ども(2歳)	35	28	30	27	27
認可保育所(③+④+⑤+⑥)	170	175	165	168	156

引き続き、公立保育所3か所で定員350人を維持していきます。また、3歳未満児の入所希望の増加が見込まれるため、保育士の確保に努めていきます。

なお、町内に幼稚園はありませんが、町外の幼稚園等に通う子どもがわずかに見込まれるため、対象となる子どもがいる場合、円滑な利用が可能となるようきめ細かな対応に努めます。

提供量

	推 計				
	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①1号認定子ども(3歳以上保育の必要性なし)	0	0	0	0	0
②2号認定子ども(3～5歳、幼稚園の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
幼稚園(①+②)	0	0	0	0	0
③2号認定子ども(3～5歳、保育所等利用希望者)	260	260	260	260	260
④3号認定子ども(0歳)	6	6	6	6	6
⑤3号認定子ども(1歳)	36	36	36	36	36
⑥3号認定子ども(2歳)	48	48	48	48	48
認可保育所(③+④+⑤+⑥)	350	350	350	350	350

(2) 地域子ども・子育て支援事業

本町では、延長保育事業を全ての保育所で、利用者支援事業(母子保健型)、一時預かり事業(未就園児対象)、病児保育事業を各1か所、放課後児童健全育成事業(学童保育)を3か所で実施しています。また、町外の幼稚園利用者に対し、実費徴収に伴う補足給付事業等を実施しています。

児童数は今後も減少が見込まれることから、引き続き、既存の施設や事業で、一人ひとりの子ども・子育て家庭に対し、個々に応じた柔軟な支援に努めていきます。

事業名	事業概要	確保策
利用者支援事業	子どもやその保護者、または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供をし、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。	健康づくりセンターに子育て世代包括支援センターを設置し、町内1か所(母子保健型)で実施します。さらに、住民課を中心にこども家庭センター型への移行を検討していきます。
延長保育事業	通常の保育時間を超えた保育を行う事業です。町内の保育所3か所で実施しており、保育短時間の方は7時30分から8時及び16時から19時まで、保育標準時間の方は18時30分から19時まで利用できます。	引き続き、町内の保育所3か所において実施します。
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。各小学校区に1施設、3か所で実施しています。	引き続き、町内3か所での実施を継続するとともに、ニーズを踏まえながら保護者の負担軽減に向けた取組を検討し、児童がより充実した時間を過ごせるよう環境整備に努めます。また、小学校の統廃合を見据え、学童保育の施設や運営についても協議を進めます。さらに、保護者の就労状況に関わらず利用できる放課後子ども教室については、その実施を検討するとともに、学童保育との連携に向けた協議の場を設けます。
子育て短期支援事業 ※短期入所生活援助(ショートステイ)事業と夜間養護等(トワイライトステイ)事業があります。	ショートステイは、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設などの保護を適切に行うことができる施設において原則として7日以内の養育・保護を行う事業です。トワイライトステイは、平日の夜間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。	ニーズ調査からはわずかなニーズは見込まれますが、本町単独での実施は難しいため、近隣の市町村と連携した提供体制の整備を検討します。
乳児家庭全戸訪問事業	新生児を持つ親が、不安や悩みなく子育てに取り組むことができるよう、妊娠や新生児期の不安の高い時期に、保健師等による家庭訪問を行います。	引き続き、全ての出生児に対して訪問指導を実施します。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援や、育児・家事援助等を行う事業です。	引き続き、養育支援が特に必要な家庭に対して訪問指導を実施します。

事業名	事業概要	確保策
地域子育て支援拠点事業	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を身近な場所で行う事業です。	実施の検討をします。
病児保育事業	子どもが発熱などの急な病気になった際に、病院や保育所に併設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を行う事業や、保育中に体調を崩した児童に対し、保育所の医務室などで看護師等が緊急対応を行う事業です。本町では、病児保育所ラッコ（酒井医院内）において、病気や回復期のお子さんを一時的にお預かりしています。	引き続き、1か所で実施します。さらに、事業内容の周知を図り、継続して支援します。
ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。	ニーズ調査からはわずかなニーズは見込まれますが、会員の確保が難しいと考えられます。今後の状況に応じて提供体制の整備を検討します。
妊婦健康診査	妊婦が定期的に健診を受けやすくし、安全な出産を迎えるため、妊娠中必要とされる回数14回分の健診助成券を母子健康手帳交付時に配付します。平成30年度からは、経済的な負担を軽減するため、妊婦健康診査費用の一部を1回2,000円を上限とし、14回分の上乗せ助成をしています。	引き続き、14回の助成を実施するとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票について説明し、定期的に健診を受診するように促します。
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園在園児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保育を行う事業です。	事業の対象となる幼稚園は町内にありませんが、町外の幼稚園等に通う子どもがわずかに見込まれます。対象となる子どもがいる場合、円滑な利用となるようきめ細かな対応に努めます。
一時預かり事業（幼稚園型以外）	未就園の乳幼児を対象に、主に昼間、保育所などで一時的に預かる事業です。令和6年度は南白亀保育所で実施しています。	引き続き、町内1か所で実施します。また、保育所入所に切り替わる単年度の利用が多いため、今後も広く事業を周知し、子育て支援の充実を図ります。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	国の基準に準じて、新制度に未移行の幼稚園等に通う子どもを対象とした実費徴収に係る助成をします。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入施設等の事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。	本町において、新規事業者が参入する可能性は低いと考えられます。民間の事業者から申し出があった場合に検討します。

(3)法改正にともなう新規事業

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の改正により、第3期計画から新たに本制度に位置付けられることになった事業です。本町では、産後ケア事業を実施しています。それ以外の事業については、支援が必要な方の把握に努めるとともに、国のガイドライン等を踏まえながら、実施に向けた確保策を検討していきます。

事業名	事業概要	確保策
妊婦等包括 相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	本町では子育て世代包括支援センターを設置しており、国のガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。
産後ケア事業	産後に家族等から家事や育児等の支援を受けられない母親や育児不安の強い母親を対象に、安心して子育てができるように心身のケアや育児サポートを行います。宿泊型・日帰り型・訪問型を実施しています。今後、委託先の拡大等、サービスの向上を図っていきます。	事業内容の周知を図り、継続して支援します。
乳児等通園 支援事業	保護者の就労状況等に関わらず満3歳未満の子ども(保育所等に入所しているものを除く。)が保育所・認定こども園等を月の一定の時間を上限とし、利用できる制度です。	国から今後出されるガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。
子育て世帯訪問 支援事業	要支援児童、支援を要するヤングケアラー、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。	支援が必要な世帯を把握し、必要に応じて提供体制の整備を検討します。
児童育成支援 拠点事業	主に学齢期の児童を対象に、虐待リスクが高い児童や、不登校など養育環境に課題を抱える児童の居場所となる拠点を開設し、生活の場を提供するとともに、児童や保護者への相談支援を行う事業です。	本町では、子ども第三の居場所(開設・運営)事業を官民連携で進めており、特定非営利活動法人みなみひなたのうちが実施主体となり、令和7年度に開設を予定しています。支援が必要な子どもを把握し、国のガイドライン等を踏まえながら、提供体制の整備を検討します。
親子関係形成 支援事業	親子間の適切な関係性の構築を目的とし、ペアレントトレーニング(講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ)等の支援を行う事業です。	支援が必要な世帯を把握し、必要に応じて提供体制の整備を検討します。



8 計画の推進

(1) 計画の推進にあたっての役割分担と連携

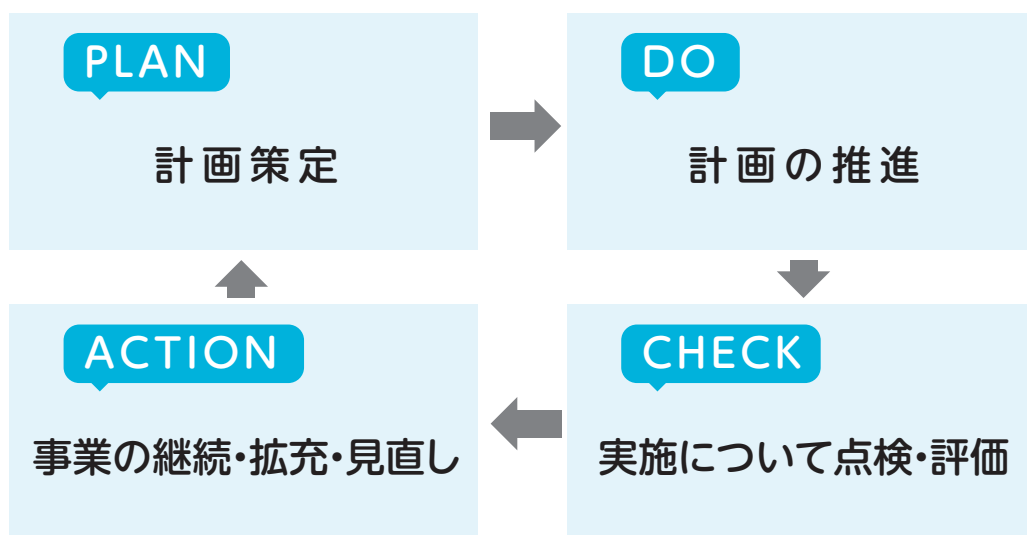
計画の推進にあたっては、全ての住民が、子ども・子育てを社会全体の問題として認識し、関与していくことが重要です。子どもと子育て家庭、行政、事業者、企業をはじめ地域社会全体で子ども・子育てに関わるという意識づくりに向けて、様々な機会を通じて住民へ本計画の周知を図っていきます。

また、多様化した子育て支援に関する住民ニーズにきめ細かく対応するためには、行政側からの一方的なサービス提供のみでは困難です。本計画における多くの事業は、様々な人たちとの関わりが重要な要素であることから、各種関係団体と連携し、施策を推進していきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、国や県等関係機関との情報交換、連携を強化するとともに、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策・事業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。そのため、PDCAサイクルに基づき、計画の実施状況について、定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、住民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

また、計画の策定にあたっては、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者等から構成される「白子町子ども・子育て会議」を設置し、議論を行うとともに計画における実施状況や評価についても審議を行います。



第3期白子町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
発行 白子町 住民課
〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074-2